

「指定介護老人福祉施設 あけぼの苑」重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。
(大阪府指定 第 2770102529 号)

当施設は利用者に対して指定介護福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

1. 施設経営法人

- | | |
|-----------|------------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 堺暁福社会 |
| (2) 法人所在地 | 大阪府堺市北区南花田町 1687 番地の 2 |
| (3) 電話番号 | (072) 251-0200 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 宮田 裕司 |
| (5) 設立年月 | 昭和 55 年 3 月 31 日 |

2. ご利用施設

- | | |
|----------------|---------------------------------|
| (1) 施設の種類 | 指定介護老人福祉施設 |
| (2) 施設の目的 | 高齢者に対し必要な福祉サービスを総合的に提供することを目指す。 |
| (3) 施設の名称 | 特別養護老人ホーム あけぼの苑 |
| (4) 施設の所在地 | 大阪府堺市北区野遠町 344 番 1 |
| (5) 電話番号 | (072) 257-2277 |
| (6) 施設長(管理者)氏名 | 宮田 英幸 |
| (7) 施設の運営方針 | 高齢者の人格・人権を尊重し、自立の援助を行います。 |
| (8) 開設年月 | 昭和 60 年 7 月 16 日 |
| (9) 入所定員 | 72 人 |

3. 居室の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室は、原則として4人部屋ですが、利用者の心身の状況や居室の空き状況により居室を決定します。

居室・設備の種類	室数	備考
個室(1人部屋)	18室	
2人部屋	8室	
4人部屋	12室	
合 計	38室	
食堂	3室	
機能訓練室	1室	
浴室	2室	機械浴・特殊浴槽
医務室	1室	

4. 職員の配置状況

当施設では、利用者に対して指定介護福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤換算	指定基準
1. 施設長（管理者）	1名以上	1名
2. 介護職員	28名以上	※2 必要数
3. 生活相談員	1名以上	1名
4. 看護職員	4.5名以上	3名
5. 機能訓練指導員	1名以上	1名
6. 介護支援専門員	1名以上	1名
7. 医師	0.1名以上	※3 必要数
8. 栄養士	1名以上	1名

※1 常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数（例：週40時間）で除した数です。

（例）週8時間勤務の介護職員が5名いる場合、常勤換算では、1名（8時間×5名÷40時間＝1名）となります。

※2 看護職員と介護職員を常勤換算で、入所者：職員＝3：1以上が基準となります。

※3 入所者の健康管理及び療養上の指導を行う為に必要な人数

〈主な職種の勤務体制〉

職種	勤 務 体 制
1. 管理者	月～金曜日 9：10～18：10
2. 介護職員	早朝 6：30～15：30 日中 9：30～18：30 夜間 17：30～ 9：30
3. 看護職員	日中 9：10～18：10
4. 栄養士	月～金曜日 9：10～18：10

☆ 土日は上記と異なります。

5. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額を利用者に負担いただく場合

があります。サービス利用料金の詳細に関しては、料金同意書にてご確認ください。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス＊

以下のサービスについては、介護保険負担割合証の割合に基づき、利用料金の内 9 割もしくは 8 割、7 割が介護保険から給付されます。

＜サービスの概要＞

① 食事の介助

- ・ 食事の介助を行います。
- ・ 当施設では、栄養ケア・マネジメントを実施します。
- ・ 栄養ケア・マネジメントとは、医師、管理栄養士等が共同して栄養状態を把握し、管理栄養士の作成した栄養ケア計画に従って栄養管理をおこなうものです。
- ・ 利用者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

(食事時間) 朝食 7 : 15～ 昼食 12 : 00～ 夕食 18 : 00～

② 入浴

- ・ 入浴又は清拭を週 2 回行います。
- ・ 寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

③ 排泄

- ・ 排泄の自立を促すため、利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④ 機能訓練

- ・ 機能訓練指導員により、利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤ 健康管理

- ・ 医師や看護職員が、健康管理を行います。

⑥ 看護職員と介護職員の連携・協働による医療的ケア

- ・ 口腔内のたんの吸引、胃ろうによる経管栄養のケアを、医師の指示の下、必要な研修を修了した看護職員及び介護職員が連携して行います。

⑦ その他自立への支援

- ・ 寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・ 清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

＜サービス利用料金(1日あたり)＞

利用者の要介護度に応じたサービス利用料金（介護報酬の告示上の額）から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）の合計金額をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、利用者の要介護度、負担割合に応じて異なります。）

☆利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。

☆利用者が、入院又は外泊をされた場合には、6日間（月をまたぐ場合は最大12日間）まで所定の自己負担額及び居住費をお支払いいただきます。

（2）介護保険の給付対象とならないサービス＊

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

① 食事の提供に要する費用 1,545 円／日

当事業所では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びに利用者の身体の状態および嗜好を考慮した食事を提供します。

②居住に要する費用 従来型個室 1,231 円／日 多床室 915 円／日

利用者が、入院又は外泊をされた場合には、6日間（月をまたぐ場合は最大12日間）まで所定の居住費(個室1,231円、多床室915円)をお支払いいただきます。

③金銭・貴重品の管理

利用者の希望により、金銭・貴重品管理サービスをご利用いただけます。詳細は、以下の通りです。

○管理する金銭の形態：施設の指定する金融機関に預け入れている預金

○お預かりするもの：上記預貯金通帳と金融機関へ届け出た印鑑、有価証券、年金証書

○保管管理者：施設長

○出納方法： 手続きの概要は以下の通りです。

- ・ 預金の預け入れ及び引き出しが必要な場合、備え付けの届出書を保管管理者へ提出していただきます。

- ・ 保管管理者は上記届け出の内容に従い、預金の預け入れ及び引き出しを行います。

- ・ 保管管理者は出入金の都度、出入金記録を作成し、その写しを利用者へ交付します。

※ 金銭・貴重品管理について当面の間、利用料金はいただきません。

④レクリエーション、クラブ活動

利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただけます。

利用料金：材料代等の実費(別途消費税要の場合あり)をいただきます。

⑤複写物の交付

利用者は、サービス提供についての記録を閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

1 枚につき 10 円

⑥日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等利用者の日常生活に要する費用で利用者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を実費(別途消費税要の場合あり)で負担いただきます。おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

⑦契約書第 19 条に定める所定の料金

利用者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金

利用者の要介護度にかかわらず、1 日につき 7,000 円

⑧理美容サービス

理美容サービス：月に 1～2 回程度、理容師、美容師の出張による調髪等のサービスをご利用いただけます。

＊経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合は変更の内容と変更する事由について、事前にご説明します。上記③～⑧に関する料金について、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、利用者に対して事前に説明を行い、当該利用料を相当額に変更します。

(3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)の料金・費用は、1 か月ごとに計算しご請求いたします。(月末締め、1 か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします)尚、当苑でのお支払方法は、口座振替(ご指定口座からの引き落とし)となっております。毎月 15 日頃に前月分利用料の口座振替に関するご案内を送付させていただき、28 日に自動振替させていただきます。(休日の場合は翌営業日)

(4) 入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、利用者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(ただし、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。)

①協力医療機関

医療機関の名称	医療法人 垣谷会 明治橋病院
所在地	大阪府松原市三宅西 1 丁目 358 番地 3
電話番号	072-334-8558
診療科	内科、外科、整形外科、皮膚科、泌尿器科

医療機関の名称	医療法人 方佑会 植木病院
所在地	大阪府堺市北区黒土町 3002 番地 5
電話番号	072-257-0100
診療科	内科、外科、整形外科

医療機関の名称	医療法人 暁美会 田中病院
所在地	大阪府堺市美原区黒山 39 番地 10
電話番号	072-361-3555
診療科	内科、外科、整形外科、泌尿器科

医療機関の名称	医療法人 錦秀会 阪和第二泉北病院
所在地	大阪府堺市中区深井北町 3176 番地
電話番号	072-277-1401
診療科	内科、外科、整形外科

医療機関の名称	社会医療法人 阪南医療福祉センター 阪南中央病院
所在地	大阪府松原市南新町 3 丁目 3-28
電話番号	072-333-2100
診療科	内科、外科、整形外科

②協力歯科医療機関

医療機関の名称	谷歯科医院
電話番号	072-253-4180
所在地	大阪府堺市北区奥本町 1-15

6. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）

当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事
由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該
当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、利用者に退所していただくことにな
ります。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 要介護認定により利用者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合 ② 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合 ③ 施設の滅失や重大な毀損により、利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合 ④ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合 ⑤ 利用者から退所の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。） ⑥ 事業者から退所の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照下さい。） |
|---|

(1) 利用者からの退所の申し出（中途解約・契約解除）

契約の有効期間であっても、利用者より当施設からの退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② 利用者が入院された場合
- ③ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑥ 他の利用者が利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの申し出により退所していただく場合

以下の事項に該当する場合には、当施設からの退所していただくことがあります。

- ① 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② 利用者による、サービス利用料金の支払いが6か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ 利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ 利用者が連続して3か月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
- ⑤ 利用者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合

▶ * 利用者が病院等に入院された場合の対応について *

当施設に入所中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

① 検査入院等、6日間以内の短期入院の場合

6日以内に退院された場合は、退院後再び施設に入所することができますが、その期間中は所定の自己負担額及び居住費をご負担いただくこととなります。（月をまたぐ場合は最大12日間）

ただし、併設されている短期入所生活介護（空床利用）の急な受け入れ等により居室を使用した場合は、所定の自己負担額及び居住費をご負担いただく必要はありません。

② 7日間以上3か月以内の入院の場合

3か月以内に退院された場合には、退院後再び施設に入所することができます。

ただし、入院時に予定された退院日より早く退院した場合等、退院時にホームの受け入れ準備が整っていない時には、短期入所生活介護の居室等をご利用いただく場合があります。

また、この期間中は所定の自己負担額及び居住費をご負担いただく必要はありませんが、短期入所生活介護の居室として使用させていただきます。（空床利用）

③ 3か月以内の退院が見込まれない場合

3か月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。

この場合には、当施設に再び優先的に入所することはできません。

（3）円滑な退所のための援助

利用者が当施設を退所する場合には、利用者の希望により、事業者は利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助を利用者に対して速やかに行います。

- 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- 居宅介護支援事業者の紹介
- その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

7. 事故発生時の対応及び損害賠償について

事業者は、サービスの提供にあたって、事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族及び後見人又は身元引受人並びに保険者及び関係各機関に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。当施設において、事業者の責任により利用者に生じた損害については、事業者はその損害を賠償いたします。ただし、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

8. 残置物引取人

入所契約が終了した後、当施設に残された利用者の所持品(残置物)を利用者自身が引き取れない場合に備えて、「残置物引取人」を定めていただき、当施設は「残置物引取人」に連絡のうえ、残置物を引き取っていただきます。

また、引渡しにかかる費用については、利用者又は残置物引取人にご負担いただきます。

9. 非常災害発生時

非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、年 2 回の消防署立ち会い訓練や毎月の自主訓練などで、定期的に避難・救出・その他必要な訓練を行います。また、災害発生時に避難が適当であると判断した場合、利用者に対して速やかな処置・対応を講じます。

10. 高齢者虐待防止について

利用者の人権擁護・虐待防止のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 研修を通じて、従業者の人権意識の向上や知識・技術の向上に努めます。
- ② 個別援助計画の作成など、適切な援助の実施に努めます。
- ③ 職員が援助にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、職員が利用者等の権利擁護に取り組める環境整備に努めます。

11. 身体拘束について

サービスの提供にあたっては、利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行動は行いません。尚、身体拘束を行う場合は、次の手続きにより行います。

- ① 身体拘束に関する説明書・経過観察記録に身体拘束にかかる態様および時間、その際の利用者の心身の状況並びに、他に方法が得られなかった理由を記載します。
- ② 利用者または家族に説明し、改善方法を検討します。

12. 実習生等の受け入れについて

当事業所では実習生やボランティアの受け入れを行っています。

1 3. 苦情の受付について

(1) 当施設における苦情・ご意見の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。何でもご相談ください。

○苦情受付窓口（担当者） 統括 上 吉彦、相談員 久保晋、山上解子

○受付時間 毎週月曜日～金曜日 10：00～17：00

電話番号（072）257-2277 FAX（072）257-0666

また、意見箱（苦情受付ボックス）を玄関に設置しています。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

堺市 長寿社会部 介護事保険課	所在地 大阪府堺市堺区南瓦町 3-1（本館 7F） 電話番号 （072）228-7513（課直通） F A X （072）228-7853 受付時間 午前 9 時から午後 5 時半まで
堺市 北区役所 地域福祉課 介護保険係	所在地 大阪府堺市北区新金岡町 5-1-4 電話番号 （072）258-6651 F A X （072）258-6836 受付時間 午前 9 時から午後 5 時半まで
堺市 堺区役所 地域福祉課 介護保険係	所在地 大阪府堺市堺区南瓦町 3-1（本館 2F） 電話番号 （072）228-7520 F A X （072）228-7870 受付時間 午前 9 時から午後 5 時半まで
堺市 中区役所 地域福祉課 介護保険係	所在地 大阪府堺市中区深井沢町 2470-7 電話番号 （072）270-8197 F A X （072）270-8103 受付時間 午前 9 時から午後 5 時半まで
堺市 東区役所 地域福祉課 介護保険係	所在地 大阪府堺市東区日置荘原寺町 195-1 電話番号 （072）287-8123 F A X （072）287-8117 受付時間 午前 9 時から午後 5 時半まで
堺市 西区役所 地域福祉課 介護保険係	所在地 大阪府堺市西区鳳東町 6-600 電話番号 （072）275-1912 F A X （072）275-1919 受付時間 午前 9 時から午後 5 時半まで
堺市 南区役所 地域福祉課 介護保険係	所在地 大阪府堺市南区桃山台 1-1-1 電話番号 （072）290-1812 F A X （072）290-1818 受付時間 午前 9 時から午後 5 時半まで
堺市 美原区役所 地域福祉課 介護保険係	所在地 大阪府堺市美原区黒山 167-1 電話番号 （072）363-9316 F A X （072）362-0767 受付時間 午前 9 時から午後 5 時半まで
松原市 健康部 高齢介護課	所在地 大阪府松原市阿保 1-1-1 電話番号 （072）337-3113 受付時間 午前 9 時から午後 5 時半まで
大阪府国民健康保険 団体連合会	所在地 大阪府大阪市中央区常磐町 1 丁目 3 番 8 号 電話番号 （06）6949-5418 F A X （06）6949-5417 受付時間 午前 9 時から午後 5 時まで

『福祉サービス苦情解決委員会(大阪府社会福祉協議会・運営適正化委員会)』

所在地 大阪府中央区谷町 7 丁目 4 番 15 号

電話番号 06-6191-3130 FAX 06-6764-7811

『社会福祉法に基づく第三者委員』

大阪公立大学 名誉教授 関川 芳孝 電話 (072) 252-1161

社会福祉法人 みかり会 理事長 谷村 誠 電話 (078) 787-0939

1 4. 提供する第三者評価の実施状況

実施の有無	有 ・ 無
実施した直近の年月日	
実施した評価機関の名称	
評価結果の開示状況	有 ・ 無

年 月 日

指定介護福祉施設サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定介護老人福祉施設 あけぼの苑

説明者 氏名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護福祉施設サービスの提供開始に同意しました。

利用者 住所
氏名 印

代理人 住所
氏名 印

※この重要事項説明書は、厚生省令第 39 号（平成 11 年 3 月 31 日）第 4 条の規定に基づき、入所申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

＜重要事項説明書付属文書＞

1. 施設の概要

(1) 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上4階

(2) 建物の延べ床面積 3067.4 m²

(3) 併設事業

当施設では、次の事業を併設して実施しています。

[短期入所生活介護]平成12年3月15日指定 2770102529号 定員10名

[通所介護] 平成12年3月15日指定 2770102552号

[居宅介護支援事業]平成11年9月16日指定 2770100705号

2. 職員の配置状況

＜配置職員の職種＞

介護職員…利用者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。

生活相談員…利用者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

1名の生活相談員を配置しています。

看護職員…主に利用者の健康管理や療養上の世話を行います。日常生活上の介護、介助等も行います。

介護支援専門員…利用者に係る施設サービス計画（ケアプラン）を作成します。

生活相談員が兼ねる場合もあります。

1名の介護支援専門員を配置しています。

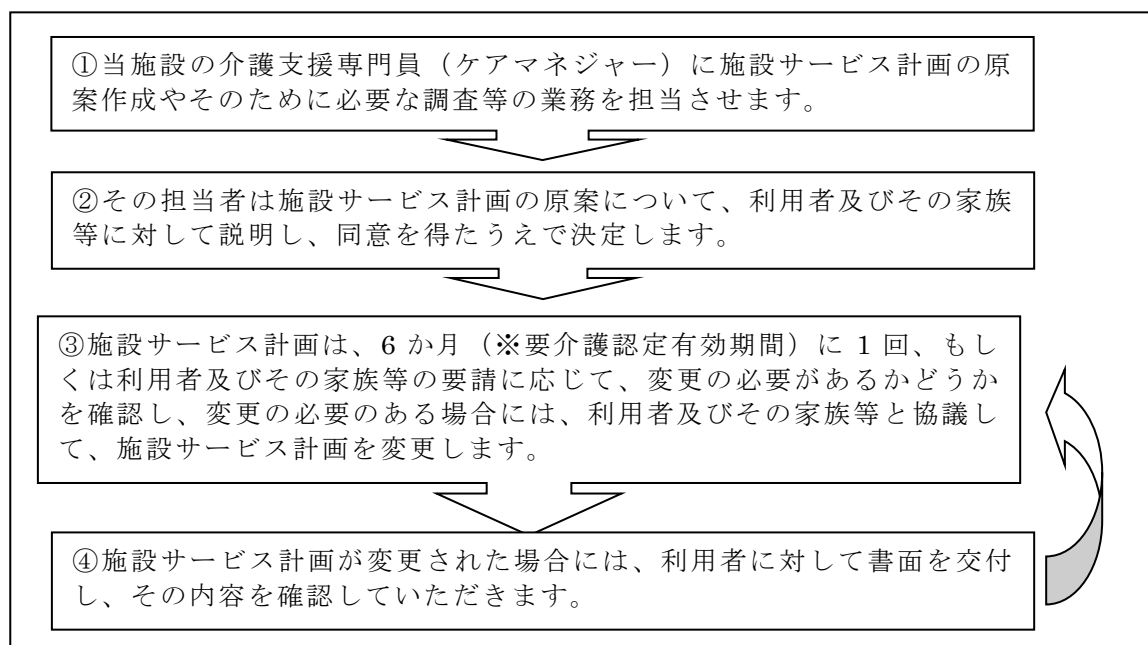
医師…利用者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。

1名以上の医師（非常勤）を配置しています。

契約締結からサービス提供までの流れ

利用者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入所後作成する「施設サービス計画（ケアプラン）」に定めます。

「施設サービス計画（ケアプラン）」の作成及びその変更は次の通り行います。



サービス提供における事業者の義務

当施設は、利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① 利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ② 利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、利用者から聴取、確認します。
- ③ 利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の 30 日前までに、要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。
- ④利用者に提供したサービスについて記録を作成し、サービスを提供した日から 5 年間保管するとともに利用者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑤利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、利用者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑥事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得た利用者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）
ただし、利用者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等に利用者の心身等の情報を提供します。

施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入所されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 持ち込みの制限

入所にあたり、以下のものは原則として持ち込むことができません。また、居室に持ち込まれたものについては、事業者は責任を負いかねますので、自己の責任において管理して下さい。

動物(ペット)、居室の収納スペースに収まりきれない荷物、包丁やナイフ、尖ったハサミ、ライター、マッチ、多額の金銭、宝石や高級陶器などの貴重品等

(2) 面会

面会時間 10:00～17:00 (これ以外の時間でも面会は可能です)

※来訪者は、必ずその都度職員に届け出てください。

※なお、来訪される場合、いたみやすい食品の持ち込みはご遠慮ください。

(3) 外出・外泊

外出、外泊をされる場合は、必ず事前にお申し出下さい。

(4) 食事

食事が不要な場合は、前日までにお申し出下さい。

(5) 施設・設備の使用上の注意

○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

○故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、利用者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、利用者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

○当施設の職員や他の入所者に対し、暴力的行為や迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(6) 喫煙

当施設は施設内の喫煙はできません。

【特別養護老人ホーム 利用料金表】 R8.8.1～

社会福祉法人 堺曙福祉会
特別養護老人ホーム あけぼの苑

施設に入所または短期入所された場合、居住費(滞在費)・食費を軽減する制度があり
(負担限度額認定)、市民税非課税世帯の方が対象となります。(第1～3段階)
・認定には、本人及び配偶者の預貯金額等条件があります。(基準を超える方は第4段階)
詳しくはお住まいの地域福祉課介護保険係までお問合せ下さい

1単位＝10.45円

第1段階【高齢福祉年金受給または生活保護受給者】

1ヶ月を30日で計算

介護度	①サービス費	②食費	③居住費	1ヶ月利用料 ((①+②+③))	高額サービス費※(15,000円) が
要介護 1	24,395円	9,000円 (300円/日)	個室 11,400円 (380円/日)	個室 44,795円	個室 35,400円
要介護 2	26,975円			多床室 33,395円	多床室 24,000円
				個室 47,375円	個室 35,400円
要介護 3	29,667円			多床室 35,975円	多床室 24,000円
			個室 50,067円	個室 35,400円	
要介護 4	32,247円		多床室 0円	多床室 38,667円	多床室 24,000円
				個室 52,647円	個室 35,400円
要介護 5	34,792円			多床室 41,247円	多床室 24,000円
				個室 55,192円	個室 35,400円
				多床室 43,792円	多床室 24,000円

第2段階【世帯全員が市町村民税非課税で本人の合計所得金額と課税年金、非課税年金(高齢福祉年金等)収入額合計が82.65万円以下の

介護度	①サービス費	②食費	③居住費	1ヶ月利用料 ((①+②+③))	高額サービス費※(15,000円) が ⁶
要介護 1	24,395円	11,700円 (390円/日)	個室 14,400円 (480円/日)	個室 50,495円	個室 41,100円
要介護 2	26,975円			多床室 48,995円	多床室 39,600円
				個室 53,075円	個室 41,100円
要介護 3	29,667円			多床室 51,575円	多床室 39,600円
				個室 55,767円	個室 41,100円
要介護 4	32,247円		多床室 12,900円 (430円/日)	多床室 54,267円	多床室 39,600円
				個室 58,347円	個室 41,100円
要介護 5	34,792円			多床室 56,847円	多床室 39,600円
				個室 60,892円	個室 41,100円
			多床室 59,392円	多床室 39,600円	

第3段階①【世帯全員が市町村民税非課税で本人の合計所得金額と課税年金、非課税年金(高齢福祉年金等)収入額合計が82.65万円超120万円以下の方等】

介護度	①サービス費	②食費	③居住費	1ヶ月利用料 ((①+②+③))	高額サービス費※(24,600円) が
要介護 1	24,395円	20,400円 (680円/日)	個室 26,400円 (880円/日)	個室 71,195円	個室 71,195円
要介護 2	26,975円			多床室 57,695円	多床室 57,695円
			個室 73,775円	個室 71,400円	
要介護 3	29,667円		多床室 60,275円	多床室 57,900円	
			個室 76,467円	個室 71,400円	
要介護 4	32,247円		多床室 12,900円 (430円/日)	多床室 62,967円	多床室 57,900円
				個室 79,047円	個室 71,400円
要介護 5	34,792円			多床室 65,547円	多床室 57,900円
				個室 81,592円	個室 71,400円
				多床室 67,092円	多床室 57,900円

第3段階②【世帯全員が市町村民税非課税で本人の合計所得金額と課税年金、非課税年金(高齢福祉年金等)収入額合計が120万円を超える方等】

介護度	①サービス費	②食費	③居住費	1ヶ月利用料 ((①+②+③))	高額サービス費※(24,600円) が
要介護 1	24,395円	42,600円 (1,420円/日)	個室 29,400円 (980円/日)	個室 96,395円	個室 96,395円
要介護 2	26,975円			多床室 82,895円	多床室 82,895円
				個室 98,975円	個室 96,600円
要介護 3	29,667円			多床室 85,475円	多床室 83,100円
				個室 101,667円	個室 96,600円
要介護 4	32,247円		多床室 15,900円 (530円/日)	多床室 88,167円	多床室 83,100円
				個室 104,247円	個室 96,600円
要介護 5	34,792円			多床室 90,747円	多床室 83,100円
				個室 106,792円	個室 96,600円
				多床室 93,292円	多床室 83,100円

※高額介護サービス費について…1ヵ月に利用した介護保険サービスの利用者負担(上表①サービス費)が一定の額を超えたとき、申請により当施設に支給されますので、超過部分のご負担の必要はありません(所得に応じて段階があります)。また令和3年8月より上限額は現行の44,400円から93,000円(年収約770万円以上)、140,100円(年収約1160万円以上)に変更となります。高額介護サービス費の申請は、あけぼの苑が行います。

第4段階 【世帯全員が市町村民税非課税で本人の合計所得金額と課税年金収入額合計が82.65万円以下の方等】

介護度	①サービス費	②食費	③居住費	1ヶ月利用料 (①+②+③)	高額サービス費※(15,000円) が
要介護 1	24,395円	46,350円 (1,545円/日)	個室 36,930円 (1,231円/日) 多床室 27,450円 (915円/日)	個室 107,675円	個室 98,280円
要介護 2	26,975円			多床室 98,195円	多床室 88,800円
要介護 3	29,667円			個室 111,255円	個室 98,280円
要介護 4	32,247円			多床室 100,775円	多床室 88,800円
要介護 5	34,792円			個室 112,947円	個室 98,280円
				多床室 103,467円	多床室 88,800円
				個室 115,527円	個室 98,280円
				多床室 106,047円	多床室 88,800円
				個室 118,072円	個室 98,280円
				多床室 108,592円	多床室 88,800円

第4段階 【市町村民税非課税で本人の合計所得金額と課税年金収入額合計が82.65万円を超える方等】

介護度	①サービス費	②食費	③居住費	1ヶ月利用料 (①+②+③)	高額サービス費※(24,600円) が
要介護 1	24,395円	46,350円 (1,545円/日)	個室 36,930円 (1,231円/日) 多床室 27,450円 (915円/日)	個室 107,675円	個室 107,675円
要介護 2	26,975円			多床室 98,195円	多床室 98,195円
要介護 3	29,667円			個室 111,255円	個室 107,880円
要介護 4	32,247円			多床室 100,775円	多床室 98,400円
要介護 5	34,792円			個室 112,947円	個室 107,880円
				多床室 103,467円	多床室 98,400円
				個室 115,527円	個室 107,880円
				多床室 106,047円	多床室 98,400円
				個室 118,072円	個室 107,880円
				多床室 108,592円	多床室 98,400円

第4段階 【市町村民税課税世帯の方(第1～3段階非該当の方)】

介護度	①サービス費	②食費	③居住費	1ヶ月利用料 (①+②+③)	高額サービス費※(44,400円) が
要介護 1	24,395円	46,350円 (1,545円/日)	個室 36,930円 (1,231円/日) 多床室 27,450円 (915円/日)	個室 107,675円	個室 107,675円
要介護 2	26,975円			多床室 98,195円	多床室 98,195円
要介護 3	29,667円			個室 111,255円	個室 111,255円
要介護 4	32,247円			多床室 100,775円	多床室 100,775円
要介護 5	34,792円			個室 112,947円	個室 112,947円
				多床室 103,467円	多床室 103,467円
				個室 115,527円	個室 115,527円
				多床室 106,047円	多床室 106,047円
				個室 118,072円	個室 118,072円
				多床室 108,592円	多床室 108,592円

第4段階 2割負担 【市町村民税課税世帯の方(第1～3段階非該当の方)】

介護度	①サービス費	②食費	③居住費	1ヶ月利用料 (①+②+③)	高額サービス費※(44,400円) が
要介護 1	48,789円	46,350円 (1,545円/日)	個室 36,930円 (1,231円/日) 多床室 27,450円 (915円/日)	個室 132,069円	個室 124,680円
要介護 2	53,949円			多床室 122,589円	多床室 118,200円
要介護 3	59,333円			個室 137,229円	個室 124,680円
要介護 4	64,494円			多床室 127,749円	多床室 118,200円
要介護 5	69,583円			個室 142,613円	個室 124,680円
				多床室 133,133円	多床室 118,200円
				個室 147,774円	個室 124,680円
				多床室 138,294円	多床室 118,200円
				個室 152,863円	個室 124,680円
				多床室 143,383円	多床室 118,200円

第4段階 3割負担 【市町村民税課税世帯の方(第1～3段階非該当の方)】

介護度	①サービス費	②食費	③居住費	1ヶ月利用料 (①+②+③)	高額サービス費※(44,400円) が
要介護 1	73,184円	46,350円 (1,545円/日)	個室 36,930円 (1,231円/日) 多床室 27,450円 (915円/日)	個室 156,464円	個室 127,680円
要介護 2	80,924円			多床室 146,984円	多床室 118,200円
要介護 3	89,000円			個室 166,204円	個室 127,680円
要介護 4	96,740円			多床室 154,724円	多床室 118,200円
要介護 5	104,374円			個室 172,280円	個室 127,680円
				多床室 162,800円	多床室 118,200円
				個室 180,020円	個室 127,680円
				多床室 170,540円	多床室 118,200円
				個室 187,654円	個室 127,680円
				多床室 178,174円	多床室 118,200円

高額介護サービス費が93,000円、140,100円の適用となる場合の利用料は別途お問合せ下さい

＜加算内容のご案内＞

料金には以下の加算の算定を含んでいます。

加算内容	1日の単位	算定要件
日常生活継続支援加算	36 単位	① 入所者のうち、要介護 4～5 の割合が 70%以上または認知症日常生活自立度Ⅲ以上の割合が 65%以上であること。 ② 介護福祉士を入所者の数が 6 またはその端数を増すごとに 1 以上配置していること。 ③ たんの吸引等が必要な利用者の占める割合が入所者の 15% 以上であること。
科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	50 単位/月	入所者ごとの ADL 値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出し必要な情報を活用している場合
看護体制加算(Ⅰ)口	4 単位	入所定員が 30 人又は 51 人以上の事業所で、常勤の看護師を 1 名以上配置していること。
個別機能訓練加算(Ⅰ)	12 単位	専従の個別機能訓練指導員を 1 名以上(入所者 100 人につき)配置し、看護・介護職員等と共同して個別の機能訓練計画を作成・実施していること。
個別機能訓練加算(Ⅱ)	20 単位/月	個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、必要な情報を活用している場合
夜勤職員配置加算(Ⅲ)口	16 単位	入所定員が 30 人又は 51 人以上の事業所で、夜勤を行う介護職員・看護職員の数が、最低基準を 1 人以上上回っていること。
協力医療機関連携加算	100 単位/月	協力医療機関との間で、入所者等の同意を得て、当該入所者等の病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催している場合
高齢者施設等感染対策向上加算	10 単位/月	協力医療機関との間で、感染症の発生時等に協力医療機関等と連携し適切に対応している場合
生産性向上推進体制加算Ⅱ	10 単位/月	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討する委員会の開催や必要な安全対策を講じた上でガイドラインに基づいた改善活動を継続的にしている場合
介護職員処遇改善加算(Ⅰ口)		所定単位数×17.6%

以下の加算は随時算定させていただきます。高額介護サービス費を適用後は上記料金に変わりありません。

加算内容	1日の単位	算定要件
外泊時費用	246 単位	病院等へ入院した場合および居宅等へ外泊を認めた場合(月 6 回を限度とする)。
初期加算	30 単位	入所日から 30 日以内の期間。30 日以上入院後の再入所も同様。